

埼玉県報



埼玉県発行

目次

本号で公布された条例のあらまし

○本号で公布された条例のあらまし 一

条例

○埼玉県税条例及び法人等の県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例 (税務課) 一

規則

○埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則 () 五

本号で公布された
条例のあらまし

埼玉県税条例及び法人等の県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例 (埼玉県条例第三十六号) (税務課)

一 趣旨

地方税法の一部改正に伴い、環境負荷の小さい自動車の取得に係る自動車取得税の特例措置の延長並びに自動車取得税及び軽油引取税の税率の特例措置を講ずる等の改正を行う。

二 内容

(一) 法人県民税

人格のない社団等で収益事業を行わないものについて、均等割を非課税とする。

(二) 不動産取得税

ア 宅地建物取引業者等が住宅を新築した日から一定期間内に他者に譲渡した場合に課税しない措置について、その期間を六月から一年に緩和する特例措置の適用期限を二年延長する。
イ 新築住宅用土地に係る税額の減額措置について、土地取得後から住宅新築までの経過年数を二年から三年に緩和する特例措置の適用期限を二年延長する。

ウ 農地保有合理化法人が担い手農業者確保事業により取得する農地等に係る納税義務の免除措置等について、その期間を五年から十年に緩和する特例措置の適用期限を二年延長する。

(三) 自動車取得税

ア 自家用自動車の取得に係る税率について、平成二十年五月一日から平成三十年三月三十一日までの間、三パーセントを五パーセントとする特例措置を講ずる。
イ 免税点の特例措置の適用期限を平成三十年三月三十一日まで延長する。
ウ 低燃費車特例について、軽減対象をより環境負荷の小さい自動車に重点化した上で、その適用期限を平成二十二年三月三十一日まで延長する。
エ 平成二十一年排出ガス規制に適合したディーゼル乗用車の取得に係る特例措置を講ずる。
オ 環境性能に優れた大型ディーゼル自動車に係る税率の特例措置に

ついて、軽減対象を車両総重量により二段階に区分した上で、その適用期限を平成二十二年三月三十一日まで延長する。
(四) 軽油引取税
税率について、平成二十年五月一日から平成三十年三月三十一日までの間、次の特例措置を講ずる。
一万五千元/キロリットル ↓
三万二千百円/キロリットル
(五) 狩猟税
鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に規定する対象鳥獣捕獲員に係る税率について、通常の税率の二分の一とする措置を講ずる。
三 施行期日
公布の日

埼玉県税条例及び法人等の県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十年四月三十日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県条例第三十六号

埼玉県税条例及び法人等の県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例 (埼玉県税条例の一部改正)

第一条 埼玉県税条例(昭和二十五年埼玉県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

条 例

第十五条第一項中「法人等」を「法人」に改める。
 第二十一条第一項第四号中「及び県内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの(第六項に規定するものを除く。以下第三十条の三第一項において同じ。)」を削り、同条第六項中「含む」の下に「。第三十条の三第一項において「人格のない社団等」という」を加え、「この節中法人に関する」を「この節の」に改める。
 第二十一条の二第二項中「第三十条の三第一項の表第一号中「資本金等の額」を「第三十条の三第一項の表第一号中「資本金等の額を」」に、「資本金等の額」と、「資本金等の額を」と、「資本金等の額が」とあるのは「当該法人に係る固有法人の資本金等の額が」と、「第四号」を「第五号」に改める。
 第三十条の三の見出し中「法人等」を「法人」に改め、同条第一項中「及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの(以下「法人等」という。)」を削り、「掲げる法人等」を「掲げる法人」に改め、同項の表を次のように改める。

二 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が千 万円を超え一億円以下であるもの	年額	五万円
三 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が一 億円を超え十億円以下であるもの	年額	十三万円
四 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が十 億円を超え五十億円以下であるもの	年額	五十四万円
五 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が五 十億円を超えるもの	年額	八十万円

第三十条の三第二項中「若しくは第四号」を削る。
 第三十条の四(見出しを含む)中「法人等」を「法人」に改める。
 第三十条の五の見出し中「法人等」を「法人」に改め、同条中「該当するもの」を「該当する法人」に、「認める者」を「認めるもの」に改め、同条第三号を削る。

第三十一条の六第一項第六号及び第二項各号中「分配」の下に「又は引渡し」を加える。

法人の区分	年額	税率
一 次に掲げる法人 イ 法人税法第二条第五号の公共法人及び第二十一条第五項に規定する公益法人等のうち、法第二十五条第一項の規定により均等割を課することができないこととされるもの以外のもの(法人税法別表第二に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。) ロ 人格のない社団等 ハ 保険業法(平成七年法律第百五号)に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの(イ及びロに掲げる法人を除く。) ニ 資本金等の額を有する法人(法人税法別表第二に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びハに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。)で資本金等の額が千万円以下であるもの	二万円	

第三十二条第二項中「、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」を削り、「若しくは」を「又は」に、「第三十六条の二の二第一項」を「第三十六条の二の二」に改め、「又は住宅を新築して譲渡する者で施行令第三十六条の二の二第二項に定めるもの」及び「(独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が注文者である家屋の新築にあつては、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(平成十年法律第百三十六号)第十三条第一項第三号の業務に基づき締結されるものに限る。)」を削り、同条第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項から第九項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十項中「独立行政法人緑資源機構が独立行政法人緑資源機構法(平成十四年法律第百三十号)により行う同法第十一条第一項第七号イの事業及び同法附則第八条第一項の規定により行う森林開発公団法の一部を改正する法律(平成十一年法律第七十号)附則第八条の規定による廃止前の農用地整備公団法(昭和四十九年法律第四十三号。以下「旧農用地整備公団法」という。)」を「独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法(平成十一年法律第百九十八号)附則第九条第一項又は第十一条第一項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法(平成十四年法律第百三十号)第十一条第一項第七号イの事業又は旧農用地整備公団法(昭和四十九年

法律第四十三号)に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項を同条第十項とする。

第三十二条の八第一項第四号を削り、同条第二項中「第三十九条の三の二」を「第三十九条の三」に改め、同条第五項中「第三十九条の三の三」を「第三十九条の三の二」に改める。

第三十二条の十一第二項中「第三十二条第九項」を「第三十二条第八項」に改める。

第三十二条の十一の二第一項中「本条」を「この条」に、「代る」を「代わる」に改め、同条第三項中「あわせて」を「併せて」に改め、同条第六項中「第三十二条第九項」を「第三十二条第八項」に改める。

第三十二条の十一の七第一項中「土地改良区又は独立行政法人緑資源機構」を「土地改良区」に、「若しくは第五十三条の三の二第一項の規定又は独立行政法人緑資源機構法第十六条第二項若しくは同法附則第八条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧農用地整備公団法第二十三条第二項において準用するこれらの規定」を「又は第五十三条の三の二第一項の規定」に改め、同条第二項中「(独立行政法人緑資源機構法第十六条第二項又は同法附則第八条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧農用地整備公団法第二十三条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)」を削り、「土地改良法第五十三条の三の二第一項第一号」を「同項第一号」に改め、同条第四項中「若しくは独立行政法人緑資源機構」を削る。

附則第十一条の二第一項中「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」を削り、「若しくは家屋」を「又は家屋」に改め、「若しくは住宅を新築して譲渡する者で施行令で定めるもの又は住宅を購入して譲渡する者で施行令で定めるもの」及び「若しくは同条第三項本文の規定又は当該住宅の用に供する土地に係る第三十二条の八第一項第四号」を削り、「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に、「これらの規定」を「同項ただし書」に改め、同条第二項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改める。

附則第十六条中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改める。

附則第十九条第一項中「昭和四十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで」を「平成二十年五月一日から平成三十年三月三十一日まで」に改め、同条第五項中「平成二十年五月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同条

第六項中「百分の百二十」を「百分の百二十五」に、「平成十八年四月一日から平成二十年五月三十一日まで」を「平成二十年五月一日から平成二十二年三月三十一日まで」に改め、同条第七項中「百分の百十」を「百分の百十五」に、「平成十八年四月一日から平成二十年五月三十一日まで」を「平成二十年五月一日から平成二十二年三月三十一日まで」に改め、同条第十項及び第十一項を次のように改める。

10 次に掲げる軽油自動車(軽油を内燃機関の燃料とする自動車をいう。以下この項において同じ。)の取得(第二項から第四項まで、第六項、第七項又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十年五月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第七十五条の四及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から、第一号に掲げる軽油自動車にあつては百分の二(当該取得が平成二十一年十月一日から平成二十二年三月三十一日までに行われた場合にあつては、百分の一)を、第二号に掲げる軽油自動車にあつては百分の二を、第三号に掲げる軽油自動車にあつては百分の一(当該取得が平成二十一年十月一日から平成二十二年三月三十一日までに行われた場合にあつては、百分の〇・五)をそれぞれ控除した率とする。

一 車両総重量が十二トンを超える軽油自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの
二 車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下の軽油自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十二年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの

三 車両総重量が三・五トン以下の軽油自動車で施行規則で定めるもののうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに適合するもの

11 特定基準適合車であり、かつ、前項第一号又は第二号に掲げる軽油自動車で

ある自動車の取得に対する第九項の規定の適用については、同項中「百分の二」とあるのは、「百分の二」とする。

附則第二十一条中「平成二十年五月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

附則第二十二條第二項中「平成五年十二月一日から平成二十年三月三十一日まで」を「平成二十年五月一日から平成三十年三月三十一日まで」に改める。

附則に次の一条を加える。

(狩猟税の税率の特例)

第二十四条 平成二十年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に受ける狩猟者の登録であつて次に掲げる登録のいずれかに該当するものに係る狩猟税の税率は、第九十六条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に二分の一を乗じた税率とする。

一 対象鳥獣捕獲員（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成十九年法律第百三十四号）第九条第五項の規定により読み替えられた鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第五十六条に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。次号において同じ。）に係る狩猟者の登録

二 前号の狩猟者の登録（以下この号において「軽減税率適用登録」という。）を受けていた者が対象鳥獣捕獲員でなくなつた場合において、その者が当該軽減税率適用登録に係る狩猟免許と同一の種類の狩猟免許について当該軽減税率適用登録の有効期間の範囲内の期間を有効期間とする狩猟者の登録を受けるときににおける当該狩猟者の登録

(法人等の県民税の特例に関する条例の一部改正)

第二条 法人等の県民税の特例に関する条例（昭和五十年埼玉県条例第七十三号）の一部を次のように改正する。

題名中「法人等」を「法人」に改める。

第二条中「一部分配」を「一部の分配又は引渡し」に改める。

第三条第一項中「おいて法人とみなされるもの」を「規定する人格のない社団等」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。
(法人の県民税に関する経過措置)

2 別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の埼玉県税条例（以下「改正後の条例」という。）の規定中法人の県民税に関する部分及び第二条の規定による改正後の法人の県民税の特例に関する条例の規定は、平成二十年四月一日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

3 第一条の規定による改正前の埼玉県税条例（以下「改正前の条例」という。）第二十一条第一項第四号に規定する法人でない社団又は財団に対して課する平成十九年度分までの法人の県民税の均等割については、なお従前の例による。

4 改正後の条例第三十条の三の規定（同条第一項の表第一号イに掲げる法人に係る部分に限る。）は、平成二十年度以後の年度分の法人の県民税の均等割について適用し、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十一号）第一条の規定による改正前の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五十二条第二項第三号に掲げる公共法人等に対して課する平成十九年度分までの法人の県民税の均等割については、なお従前の例による。

5 別段の定めがあるものを除き、改正後の条例の規定中不動産取得税に関する部分は、平成二十年四月一日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
(不動産取得税に関する経過措置)

6 改正後の条例第三十二条第二項の規定は、平成二十年五月一日（以下「適用日」という。）以後にされる同項の規定による家屋の新築後最初に行われる注文者に対する請負人からの譲渡について適用し、適用日前にされた改正前の条例第三十二条第二項の規定による家屋の新築後最初に行われた独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構又は同項に規定する施行令第三十六条の二の第二項に定める住宅を新築して譲渡する者に対する請負人からの譲渡については、なお従前の例による。

7 適用日前の改正前の条例第三十二条の八第一項第四号に該当する場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
(自動車取得税に関する経過措置)

8 改正後の条例附則第十九条の規定は、適用日以後の自動車の取得に対して課す

べき自動車取得税について適用し、適用日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(軽油引取税に関する経過措置)

9 改正後の条例附則第二十二條第二項の規定は、適用日以後に埼玉県税条例第七十六條第一項若しくは第二項に規定する軽油の引取り、同條第三項の燃料炭化水素油の販売、同條第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同條第五項の炭化水素油の消費若しくは同條例第七十七條第一項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入(以下この項において「軽油の引取り等」という。)が行われた場合又は適用日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が同條例第七十六條第六項の規定に該当するに至った場合において課すべき軽油引取税の税率について適用し、適用日前に軽油の引取り等が行われた場合又は適用日前に軽油引取税の特別徴収義務者が同項の規定に該当するに至った場合において課する軽油引取税の税率については、なお従前の例による。

規 則

埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年四月三十日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第六十号

埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県税条例施行規則(昭和二十五年埼玉県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

第十三条中「第三十二條第七項後段」を「第三十二條第六項後段」に改める。

第十三条の五中「、独立行政法人緑資源機構」を削る。

第十四条中「第三十二條第八項」を「第三十二條第七項」に改める。

別記様式第三十三号の二中「条例第三十二條第七項」を「埼玉県税条例第三十二條第六項」に、「あわせて」を「併せて」に改める。

別記様式第三十三号の三(一)の減額を受けようとする事由の欄1中「平成20年3月31日」を「平成22年3月31日」に改め、同欄中4を削り、5を4とする。

別記様式第三十四号を次のように改める。

別記様式第三十四号

<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px;">受付印</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">※整理番号</div> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 5px;">不 動 産 取 得 税 減 額 申 告 書</p>																													
年 月 日	納（ 税取得者）	住所又は所在地																											
埼玉県 県税事務所長 様	氏名又は名称 (代表者氏名)	(電話 () 番)			④																								
減額を受けようとする 不動産取得税	年 度	納 税 番 号	税 額	減額を受けようとする税額	納 税 の 済 否																								
			円	円	納 税 し て い る 納 税 し て い な い																								
<p>減額を受けようとする事由及びその明細（該当の頭数字を○印で囲み、所要事項を記入してください。）</p> <p>1 取得した不動産は、その取得の日から1年以内に公共事業の用に供するため収用され、譲渡し、若しくは移転補償金を受けた不動産又は地方公共団体、土地開発公社若しくは独立行政法人都市再生機構に公共事業の用に供されることが確実に認められる不動産として譲渡し、又は移転補償金を受けた不動産に代わるものとなった。</p> <p>○収用され、譲渡し、又は移転補償金を受けた不動産</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">土地の所在地 家屋の所在地</th> <th style="width: 10%;">地 家 屋 番 号</th> <th style="width: 15%;">地 種 類 ・ 構 造</th> <th style="width: 15%;">用 途</th> <th style="width: 10%;">地 床 面 積</th> <th style="width: 35%;">固 定 資 産 課 税 台 帳 価 格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">m²</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td>収用・譲渡・移転補償の別</td> <td colspan="2">収用され、譲渡し、又は移転補償金に係る契約をした年月日</td> <td>公 共 事 業 の 種 類</td> <td colspan="2">公 共 事 業 の 起 業 者</td> </tr> <tr> <td>収用・譲渡・移転補償</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">・ ・</td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table>						土地の所在地 家屋の所在地	地 家 屋 番 号	地 種 類 ・ 構 造	用 途	地 床 面 積	固 定 資 産 課 税 台 帳 価 格					m ²	円	収用・譲渡・移転補償の別	収用され、譲渡し、又は移転補償金に係る契約をした年月日		公 共 事 業 の 種 類	公 共 事 業 の 起 業 者		収用・譲渡・移転補償	・ ・				
土地の所在地 家屋の所在地	地 家 屋 番 号	地 種 類 ・ 構 造	用 途	地 床 面 積	固 定 資 産 課 税 台 帳 価 格																								
				m ²	円																								
収用・譲渡・移転補償の別	収用され、譲渡し、又は移転補償金に係る契約をした年月日		公 共 事 業 の 種 類	公 共 事 業 の 起 業 者																									
収用・譲渡・移転補償	・ ・																												

2 その他

減額を受けようとする事由

その明細

- 注意 1 この申告書は、埼玉県税条例第32条の11の2第1項又は地方税法附則第11条の4第1項、第3項若しくは第5項の規定により、不動産取得税の減額を受けられることとなった場合に直ちに提出してください。
- 2 「2 その他」の場合の「減額を受けようとする事由」及び「その明細」の各欄については、別紙「不動産取得税減額申告書の書き方」をお読みの上、記入してください。
- 3 この申告書には、減額を受けようとする事由を証明する書類を添付してください。
- 4 ※印の欄は、記入しないでください。

別紙

不動産取得税減額申告書の書き方

「2 その他」の場合には、申告書の「減額を受けようとする事由」欄には下表の左欄の事由のいずれかを記入し、「その明細」欄には対応する右欄の内容を記入してください。

なお、書ききれない場合は、補助用紙を用いてください。

「減額を受けようとする事由」欄の記入内容	「その明細」欄の記入内容
心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律第49条第1項第6号の助成金の支給を受けて取得した当該事業所の事業の用に供する施設を、当該取得した日から引き続き3年以上当該事業所の事業の用に供した。	1 施設の所在地 2 施設の種類 3 床面積（単位は㎡） 4 取得年月日 5 助成金の額
入会権者又は旧慣使用权者であつた者が、入会権等又は旧慣使用权が消滅した土地を取得した日から引き続き3年以上当該土地に係る入会林野整備計画又は旧慣使用林野整備計画に適合する利用をした。	1 土地の所在 2 地目 3 地積（単位は㎡） 4 整備計画の公告があつた日 5 消滅した入会権等又は旧慣使用权の使用収益の割合 6 固定資産課税台帳価格
産業活力再生特別措置法第5条第1項の認定の日から1年以内に事業の譲渡に係る不動産を主務大臣の認定を受けた者から取得し、3年以上認定事業再構築計画に係る事業の用に供した。	1 不動産の所在地 2 地目又は種類 3 地積又は床面積（単位は㎡）
産業活力再生特別措置法第7条第1項の認定の日から1年以内に事業の譲渡に係る不動産を主務大臣の認定を受けた者から取得し、3年以上認定共同事業再編計画に係る事業の用に供した。	4 認定年月日 5 取得年月日
産業活力再生特別措置法第9条第1項の認定の日から1年以内に事業の譲渡に係る不動産を主務大臣の認定を受けた者から取得し、3年以上認定経営資源再活用計画に係る事業の用に供した。	6 主務大臣の認定を受けた者の住所及び氏名（所在地、名称及び代表者氏名） 7 用途

別記様式第三十六号を次のように改める。

産業活力再生特別措置法第11条第1項の認定の日から1年以内に事業の譲渡に係る不動産を主務大臣の認定を受けた者から取得し、3年以上認定技術活用事業革新計画に係る事業の用に供した。
産業活力再生特別措置法第13条第1項の認定の日から1年以内に事業の譲渡に係る不動産を主務大臣の認定を受けた者から取得し、3年以上認定経営資源融合計画に係る事業の用に供した。

別記様式第三十六号

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付印 </div>	※整理番号					
不動産取得税減額予定の申告書						
年 月 日 埼玉県 県税事務所長 様	取得者	住所又は所在地				
		氏名又は名称 (代表者氏名)				
不動産取得税の徴収猶予を受けようとする不動産の取得	土地の所在地 家屋の所在地	地家屋番号	地種類・構造	地床面積 m ²	積積	取得した年月日
徴収猶予を受けようとする事由及びその明細(該当の頭数字を○印で囲み、所要事項を記入してください。)						
1 土地を取得した日から2年以内(平成11年4月1日から平成22年3月31日までの間に取得した土地については、3年以内(平成16年4月1日から平成22年3月31日までの間に取得した場合で地方税法施行令で定める一定の場合は、4年以内))にその土地の上に特例適用住宅が新築される予定(その土地の取得をした者がその土地を住宅の新築の時まで引き続き所有している場合又は住宅の新築がその土地の取得をした者から直接その土地を取得した者により行われる場合に限る。)						
新築される予定の住宅	住宅の種類 一戸建住宅 共同住宅	床面積 m ²	積積	着工予定年月日	完成予定年月日	
2 土地を取得した日から1年以内にその土地の上にある既存住宅等を取得する予定						
取得する予定の既存住宅等	住宅の種類 一戸建住宅 共同住宅	床面積 m ²	積積	新築年月日	現在の所有者の住所氏名	取得予定年月日
3 取得した不動産は、その取得の日から1年以内に公共事業の用に供するため収用され、譲渡し、若しくは移転補償金を受ける予定の不動産又は地方公共団体、土地開発公社若しくは独立行政法人都市再生機構に公共事業の用に供されることが確実と認められる不動産として譲渡し、又は移転補償金を受ける予定の不動産に代わるものとなる予定						

○収用され、譲渡し、又は移転補償金を受ける予定の不動産

土地の所在地 家屋の所在地	地家屋番号	地種類・構造	用途	地床面積 m ²	積積	固定資産課税台帳価格 円
収用・譲渡・移転補償の別	収用され、譲渡し、又は移転補償金に係る契約をする予定の年月日		公共事業の種類	公共事業の起業者		
収用・譲渡・移転補償	.					

4 その他

徴収猶予を受けようとする事由
その明細

- 注意 1 この申告書は、埼玉県税条例第32条の9第1項若しくは第32条の11の2第2項又は地方税法附則第11条の4第2項、第4項若しくは第6項の規定により、不動産取得税の徴収猶予を受けようとする場合に不動産取得申告書と併せて提出してください。
- 2 「4 その他」の場合の「徴収猶予を受けようとする事由」及び「その明細」の各欄については、別紙「不動産取得税減額予定の申告書の書き方」をお読みの上、記入してください。
- 3 この申告書には、徴収猶予を受けようとする事由を証明する書類を添付してください。
- 4 ※印の欄は、記入しないでください。

別紙

不動産取得税減額予定の申告書の書き方

「4 その他」の場合には、申告書の「徴収猶予を受けようとする事由」欄には下表の左欄の事由のいずれかを記入し、「その明細」欄には対応する右欄の内容を記入してください。

なお、書ききれない場合は、補助用紙を用いてください。

「徴収猶予を受けようとする事由」欄の記入内容	「その明細」欄の記入内容
心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律第49条第1項第6号の助成金の支給を受けて取得した当該事業所の事業の用に供する施設を、当該取得した日から引き続き3年以上当該事業所の事業の用に供する予定	1 施設の所在地 2 施設の種類 3 床面積（単位は㎡） 4 取得年月日 5 助成金の額
入会権者又は旧慣使用権者であつた者が、入会権等又は旧慣使用権が消滅した土地を取得した日から引き続き3年以上当該土地に係る入会林野整備計画又は旧慣使用林野整備計画に適合した利用をする予定	1 土地の所在 2 地目 3 地積（単位は㎡） 4 整備計画の公告があつた日 5 消滅した入会権等又は旧慣使用権の使用収益の割合 6 固定資産課税台帳価格
産業活力再生特別措置法第5条第1項の認定の日から1年以内に事業の譲渡に係る不動産を主務大臣の認定を受けた者から取得し、3年以上認定事業再構築計画に係る事業の用に供する予定	1 不動産の所在地 2 地目又は種類 3 地積又は床面積（単位は㎡）
産業活力再生特別措置法第7条第1項の認定の日から1年以内に事業の譲渡に係る不動産を主務大臣の認定を受けた者から取得し、3年以上認定共同事業再編計画に係る事業の用に供する予定	4 認定年月日 5 取得年月日
産業活力再生特別措置法第9条第1項の認定の日から1年以内に事業の譲渡に係る不動産を主務大臣の認定を受けた者から取得し、3年以上認定経営資源再活用計画に係る事業の用に供する予定	6 主務大臣の認定を受けた者の住所及び氏名（所在地、名称及び代表者氏名） 7 用途

産業活力再生特別措置法第11条第1項の認定の日から1年以内に事業の譲渡に係る不動産を主務大臣の認定を受けた者から取得し、3年以上認定技術活用事業革新計画に係る事業の用に供する予定	
産業活力再生特別措置法第13条第1項の認定の日から1年以内に事業の譲渡に係る不動産を主務大臣の認定を受けた者から取得し、3年以上認定経営資源融合計画に係る事業の用に供する予定	

別記様式第三十七号の二の還付を受けようとする事由の欄1中「あわせて」を「併せて」に改め、同欄2中「平成20年3月31日」を「平成22年3月31日」とし、「施行令」を「地方税法施行令」に改め、同欄中4を前掲「5を4とし」、「6を5とし」、「7を6とし」、同様式の注意1中「第32条第8項」を「第32条第7項」とし、「第32条の11の9第3項、法附則第11条の3第3項又は法」を「若しくは第32条の11の9第3項又は地方税法」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の埼玉県税条例施行規則の規定は、平成二十年四月一日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
- 3 改正前の埼玉県税条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 ○四八―八二四―二二―一(代表)
	埼玉新聞サービスセンター http://www.pref.saitama.lg.jp/A01 /BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷所	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 ○四八―八六―二二九〇―一(代表)